

大和市告示第86号

大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和2年4月24日

大和市長 大木 哲

大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の拡大防止及びこれに伴う雇用の維持を目的とし、神奈川県からの要請に協力して休業し、又は営業時間を短縮した市内中小企業者又は個人事業主に対し、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金を支給する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給及びその対象者)

第2条 本市は、この要綱に定めるところにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

2 給付金の支給を受けることができる者は、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱（令和2年4月24日施行）の規定による神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（神奈川県知事による令和2年4月11日から同年5月6日までの休業要請等及び夜間営業時間短縮要請（同要綱に規定する休業要請等及び夜間営業時間短縮要請をいう。）に係るものに限る。第5条第1項において「協力金」という。）の交付決定を受けた、市内に事業所を有する中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）又は個人事業主（以下「事業者」という。）とする。

(支給額)

第3条 給付金の支給額は、基本額を200,000円とする。ただし、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2に規定する雇用調整助成金（同規則附則第15条の4の3第4項の規定が適用されるもので、かつ、市内の事業所（令和2年5月6日までに雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項の適用事業の事業所（第5条第2項において「雇用保険適用事業所」という。）となっているものに限る。）に係るものに限る。以下同じ。）の支給決定を受けた事業者に対しては、加算額300,000円をこれに加算して支給する。

(支給の制限)

第4条 給付金の支給は、1事業者につき1回とする。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金支給申請書兼基本額請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 協力金の交付決定を受けたことを証する書類
- (2) 事業を行う事業所が市内にあることを証する書類
- (3) 個人の場合は、申請者が本人であることを証する書類
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請（以下「給付金申請」という。）を第3条ただし書に規定する事業者として行う申請者（以下「加算額申請者」という。）は、雇用保険適用事業所であることを証する書類の写しを添付しなければならない。

(支給の決定及び通知)

第6条 市長は、給付金申請があったときは、その内容を審査して支給の可否及び給付金の額を決定し、大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金支給（不支給）決定通知書により当該申請者に通知する。

(給付金の支給等)

第7条 市長は、前条の規定による支給決定（以下「給付金支給決定」という。）をした事業者に対し、基本額200,000円を支給する。

2 給付金支給決定を受けた加算額申請者は、雇用調整助成金の支給決定を受けたときは、市長に次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、当該事業者に加算額300,000円を支給する。

- (1) 雇用調整助成金の支給決定を受けたことを証する書類
- (2) 大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金加算額請求書

3 前項の場合において、給付金支給決定を受けた加算額申請者が前項各号に掲げる書類を令和3年3月31日までに提出しなかった場合は、その給付金支給決定のうち加算額300,000円に係る部分は無効とする。

(給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受け、又は受けようとした者があるときは、その支給決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(暴力団等の排除)

第9条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による給付金支給事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（次項において「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、第6条の規定による給付金の支給決定を行わない。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により支給された給付金の返還については、第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

## 別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金 支給申請書兼基本額請求書	第5条
第2号様式	大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金 支給（不支給）決定通知書	第6条
第3号様式	大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金 加算額請求書	第7条